

障第441号  
令和5年6月29日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者様  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果を踏まえた装備促進について

平素より県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、令和5年6月7日付けで照会させていただきました送迎用バスに対する安全装置の装備状況調査について、こども家庭庁から別添のとおり当該調査結果に関する情報提供および事務連絡がありましたので、お知らせします。

送迎用バスに対する安全装置の装備は令和5年4月1日より義務付けられており、可能な限り令和5年6月末までに装備いただくようお願いしているところです。

各指定児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所におかれましては、やむを得ず安全装置が装備できていない間も、運転席に確認を促すチェックシートを備え付け記録するといった代替措置を徹底し、早期に送迎用バスへの安全装置の装備を進めていただきますようお願いいたします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	若原	担当	島田
電話	058-272-1111 内3491		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		